

南足柄市分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の保全及び創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成17年10月から新たに南足柄市最終処分場の稼働を開始したが、さらなる延命化のためにも、様々なごみの減量化及び資源化のための施策を行っているところである。

また、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、それを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組む方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、資源循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを主とした資源循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全
- (3) 市、市民、事業者が一体となった廃棄物の減量化・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,906t	2,884t	2,861t	2,835t	2,808t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 啓発活動の充実

市広報誌、ホームページをはじめ、ごみ処理施設の見学会や環境フェアなどあらゆる機会を通じ、ごみ排出状況の推移、最終処分場の逼迫、莫大な施設の維持管理経費等ごみ処理の状況について情報を提供し認識を深めてもらう。このような取組みにより、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方等に関する啓発活動を積極的に推進する。

(2) 資源化分別収集事業の推進

ごみステーションにおいて、自治会と協力しながら分別指導を行うとともに、引き続き自治会に資源化分別収集協力金を交付する。

(3) 冊子の配布

資源とごみの出し方ガイド等を活用し、分別収集の周知徹底を図る。

(4) マイバック持参の促進

買い物におけるマイバッグの持参や過剰包装自粛の促進など、ごみの発生抑制の取組みを拡充する。

(5) 出前講座の実施

ごみの減量化、資源化などのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会やその他各種グループからの要請に応じて職員を派遣し説明を行う。

(6) 環境教育の推進

学校教育・社会教育等といった場面において、ごみの減量化や資源化など、環境教育、環境学習の推進を図るよう努めていく。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の延命化、処理施設の状況、地域環境の保全及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市町村が有する再生施設、選別施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	カン類
主として ガラス製の容器包装	ビン・ガラス類
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器包装	102t		101t		100t		98t		96t	
主としてアルミニウム製の容器包装	8t		8t		7t		7t		7t	
無色のガラス製容器	(合計) 133t		(合計) 129t		(合計) 127t		(合計) 125t		(合計) 122t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 133t	(引渡) 0t	(独自処理) 129t	(引渡) 0t	(独自処理) 127t	(引渡) 0t	(独自処理) 125t	(引渡) 0t	(独自処理) 122t
茶色のガラス製容器	(合計) 76t		(合計) 75t		(合計) 74t		(合計) 73t		(合計) 71t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 76t	(引渡) 0t	(独自処理) 75t	(引渡) 0t	(独自処理) 74t	(引渡) 0t	(独自処理) 73t	(引渡) 0t	(独自処理) 71t
その他のガラス製容器	(合計) 39t		(合計) 39t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 37t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 39t	(引渡) 0t	(独自処理) 39t	(引渡) 0t	(独自処理) 38t	(引渡) 0t	(独自処理) 38t	(引渡) 0t	(独自処理) 37t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	4t									
主として段ボール製の容器	352t		346t		341t		335t		328t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 138t		(合計) 136t		(合計) 133t		(合計) 131t		(合計) 129t	
	138t	0t	136t	0t	133t	0t	131t	0t	129t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 442t		(合計) 435t		(合計) 429t		(合計) 421t		(合計) 413t	
	(引渡) 442t	(独自処理) 0t	(引渡) 435t	(独自処理) 0t	(引渡) 429t	(独自処理) 0t	(引渡) 421t	(独自処理) 0t	(引渡) 413t	(独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績(令和元年～3年度平均値)} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、南足柄市第5次総合計画より次のとおり設定した、令和4年4月1日現在の人口を基準として積算した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
39,867人 (対前年度比)	39,560人 (対前年度比)	39,255人 (対前年度比)	38,890人 (対前年度比)	38,524人 (対前年度比)
99.24%	99.23%	99.23%	99.07%	99.06%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現在行っている収集体制を活用して行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
スチール アルミ	カン類	委託業者による 指定日回収	委託業者	
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	ビン・ガラス類	委託業者による 指定日回収	委託業者	
飲料用紙パック 段ボール	ペーパーリサイクル	委託業者による 指定日回収	委託業者	
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	委託業者	
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	委託業者による 指定日回収	委託業者	

なお、自治会や市民団体による集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集する 容器包装廃棄物 の種類	収集に係る分別の 区 分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール アルミ	カ ン 類	コンテナ	平ボディ車	民間ストックヤード
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	ビン・ガラス類	コンテナ	平ボディ車	市ストックヤード
飲料用紙パック 段 ボ ー ル	ペーパーリサイクル	ひもでしぼる	平ボディ車	民間ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	網かご	平ボディ車	民間ストックヤード
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	透明・半透明袋	パッカー車	民間ストックヤード

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効性のあるものとするため、次の取組をすすめる。

- (1) 各地域の環境委員と連携し、分別ルール周知や啓発を図る。
- (2) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

参考資料

本市では、ペーパーリサイクル収集において「紙製容器包装」と「ミックスペーパー」を合わせて混合収集しており、その見込み量は次のとおりである。

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
紙製容器包装 ミックスペーパー	308t	303t	299t	293t	288t